

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示 三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱 経 営 チ ー ム 1 頁

告 示

三重県教育委員会告示第21号

三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱を次のように定めます。

平成15年12月10日

三重県教育委員会教育長 土 橋 伸 好

三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三重県高等学校条例（昭和39年三重県条例第46号）第7条に規定する授業料が未納となっている生徒及び保護者（以下「授業料未納者」という。）に対する授業料徴収の取り扱いを定める。

(校内体制)

第2条 授業料の徴収は、校長を中心とした学校全体で取り組む。

(1) 校長

歳入徴収の責任者として授業料徴収事務を総括し、授業料未納者に対する処置を決定する。

(2) 教頭

校長を補佐し、関係職員間の調整を図る。

(3) 学年主任及び担任

授業料未納者に対し納付指導に努めるとともに、面談等を通じて家庭状況を把握する等により、徴収事務に協力する。

(4) 事務長及び事務職員

徴収及び収納管理事務を行うとともに、絶えず未納の状況について把握する。

2 校長は、次のいずれかに該当することとなった場合には、授業料未納解消検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、授業料の収納促進、未収解消を図る。

(1) 授業料の過年度未収金が発生したとき。

(2) 毎月末での未納額が50万円以上又は未納率（調定額に対する未納額の割合）が5%以上となったとき。

(3) 第4条に規定する面談を行ったとき。

(4) その他、校長が必要と認めたとき。

3 検討委員会の設置について、必要な事項は校長が別に定める。

(授業料納付の啓発と制度の活用)

第3条 校長は、授業料の納付について、中学校訪問等において入学前から生徒、保護者に対し、授業料の納付義務の指導啓発を行う。

2 校長は、生徒の授業料滞納の原因を把握し、三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱（平成14年教育委員会告示第4号）に規定する高等学校授業料の減額、免除制度の積極的活用を図る。

3 校長は、生徒の授業料滞納の原因を把握し、三重県修学奨学金制度に基づく奨学金の貸与について、積極的な活用を勧める。

(未納授業料徴収事務)

第4条 校長は、納付すべき月の末日において、未納があることを確認した時は、授業料未納者に対し、第1号

様式（授業料の納付について）により通知する。

2 校長は、納期限を1か月過ぎてもなお未納の場合は、第2号様式（督促状）により通知するものとし、この様式に指定する納付期限は通知の日から10日以内とする。

また、第2号様式により通知する時点においてそれ以前の未納額がある場合は、未納授業料全てを記載する。

3 校長は、前項の規定による通知をした時から、第3号様式（授業料滞納整理記録簿）を備えなければならない。

4 校長は、納期限を2か月過ぎてもなお未納の場合は、第4号様式（授業料等納付に関する面談について）により通知し、関係教職員及び事務職員による面談を行い、未納理由、今後の納入予定等を聴取し、授業料未納者は、面談を行った関係教職員及び事務職員と協議のうえ、第5号様式（納入計画書）を提出する。

(2) 納入計画は、第5号様式を提出した日から1年以内に完納する内容のものでなければならない。

なお、第5号様式を提出し、誠実に履行している場合は本条次項以下の手続は行わないこととする。

5 校長は、前項に規定する面談を行った場合は、検討委員会を開催し、面談を実施した未納者の未納解消に向けての検討を行う。

6 校長は、納期限を3か月半過ぎてもなお未納の場合は、再度第4号様式により通知して、関係教職員及び事務職員による面談を行う。

7 校長は、納期限を4か月過ぎてもなお未納の場合は、第6号様式（催告状）により通知する。

8 校長は授業料が6か月分累積して未納であることを確認した場合は、第7号様式（授業料等納付に関する校長面談について）により通知し、校長による面談を行う。

(2) 校長は、面談の結果、本条次項以下の手続を行う必要がないと判断したときは、手続を中断することができる。

なお、中断の内容等については、検討委員会で協議を行い、適切な措置を決定する。

(3) 校長は、面談終了後、面談の内容及び対応方針を教育長へ報告する。

なお、前号による手続の中断を行う場合は、教育長と十分な協議を行うこととする。

9 校長は、前項に規定する面談終了後、三重県行政手続条例（平成8年三重県条例第1号）の規定に基づく授業料未納者に対する聴聞の手続を行う。

10 校長は、前項の聴聞の終結後において、検討委員会を開催し、当該授業料未納者の退学等について検討を行う。

(退学)

第5条 校長は、前条第10項に規定する検討委員会において、退学措置が決定された授業料未納者の授業料が7か月分以上累積して未納であることを確認した場合は、第8号様式（退学予告通知書）により通知する。

この様式に指定する納付期限は、通知書を発送した月の最終開校日とする。

2 校長は、前項による退学予告通知を行った場合は、第9号様式（授業料未納者に対する退学処分予告通知について）により教育長に報告する。

3 校長は、第8号様式に指定した納付期限までに納付がないことを確認した場合は、第10号様式（退学通知書）により通知する。

退学の実施日は、7か月分以上累積して未納であることを確認した月の末日とする。

4 校長は、前項による退学を行った場合は、第11号様式（授業料未納者に対する退学処分の実施について）により教育長に報告する。

5 校長は、退学後未納授業料が全額納付された場合は、申し出により復校させることができる。

(収納困難者)

第6条 校長は、この要綱に定める退学を行った後も引き続き徴収に努めるものとする。また、この要綱の施行後に自主退学した者、卒業した者で授業料が未納がある場合も同様とする。

2 校長は、授業料徴収に努めたにもかかわらず、授業料が納付されず、通常の督促行為では収納が困難であると判断したときは、第12号様式（授業料未納者に対する法的措置について）に、第12-2号様式（校長意見書）及び必要書類を添付のうえ、教育長へ法的措置の依頼をすることができる。

3 教育長が、法的措置を行おうとする時は、当該授業料未納者に対して、第13号様式（最終催告状）により通知する。

第13号様式に指定する納付期限は、この様式により通知する日から2週間以内とする。

4 教育長は、第13号様式に指定する納付期限までに納付がないことを確認した場合は法的措置の手続を行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、授業料滞納整理事務の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年1月1日から施行する。

(三重県立高等学校授業料滞納整理事務取扱要領の廃止)

2 三重県立高等学校授業料滞納整理事務取扱要領（平成12年2月12日制定）は廃止する。

(経過措置)

3 この告示は、施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した未納授業料について適用する。

4 施行日前に授業料を滞納している者の当該授業料滞納整理事務取扱については、別に定めるところによる。

第1号様式

第 号
平成 年 月 日

(生徒名前)
(保護者名前) 様

三重県立 高等学校長 印

授業料の納付について

このことについて、平成 年 月 日現在、下記のとおり授業料が未納となっておりますので、早急に納付してください。

記

未納月	未納授業料
平成 年 月分	
計 (A)	

家庭の経済事情等により納付できない場合は、授業料の減免制度及び奨学金制度もありますのでお申し出ください。また、不明な点がありましたら授業料担当までおたずねください。

事務担当 三重県立 高等学校 授業料担当
電 話

なお、授業料以外に次の諸費が未納となっておりますので、納付をお願いします。

未納月	未納諸費
平成 年 月分	
計 (B)	

未納額合計 (A + B) _____

第2号様式

第 号
平成 年 月 日

(生徒名前)

(保護者名前) 様

三重県立 高等学校長 印

督 促 状

このことについて、平成 年 月 日現在、下記のとおり授業料が未納となっておりますので、平成 年 月 日までに必ず納付してください。

記

未納月	未納授業料
平成 年 月分	
計 (A)	

不明な点がありましたら授業料担当までおたずねください。また、本状を受ける前に納付済みの場合は、行き違いですからご了承ください。

また、授業料を7か月分滞納すると退学になる場合がありますので申し添えます。

事務担当 三重県立 高等学校 授業料担当
電 話

なお、授業料以外に次の諸費が未納となっておりますので、納付をお願いします。

未納月	未納諸費
平成 年 月分	
計 (B)	

未納額合計 (A + B)

第3号様式

授業料滞納整理記録簿

生徒名前				学科			学年	年
住所				電話番号			病気・失業・倒産・ 災害・行方不明・ 死亡・納入意志希薄 納入忘れ・その他	
保護者名前			続柄	職業				
未収金整理の状況	開催年月日			検 討 内 容				
授業料未納解消 検討委員会								
不 納 欠 損								
法 的 措 置								
未 納 月	督促年月日		金 額		収納年月日		収 納 額	

校 長	教 頭	事 務 長	事 務 次 長	係	事 項
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日

第4号様式

第 号
平成 年 月 日

(保護者名前) 様

三重県立 高等学校長 印

授業料等納付に関する面談について (通知)

三重県立高等学校の授業料等の納付については、数回にわたり納付のお願いをしておりますが、平成 年 月 日現在、未納となっております。

つきましては、滞納の事情等をお聞きしたく、下記により来校いただきますようお願いいたします。

なお、都合の悪い場合またはこの通知と行き違いで納付済みの場合は事務担当までご連絡ください。

面談に応じていただけない場合は、退学措置等の手続きを進めることとなりますので念のため申し添えます。

記

- 1 面談日時 平成 年 月 日 時 分から
- 2 面談場所
- 3 面談事項 授業料等の納付について

事務担当 三重県立 高等学校 授業料担当
電 話

第5号様式

納 入 計 画 書

平成 年 月 日

三重県立 高等学校長 様

生徒 名前
保護者 名前

下記のとおり支払うことを約束します。

記

滞 納 額	授 業 料	月分 円	合 計	円
	諸 会 費	月分 円		
納 入 計 画 書				
授 業 料		諸 会 費		
年 月 日	円	年 月 日		円
年 月 日	円	年 月 日		円
年 月 日	円	年 月 日		円
年 月 日	円	年 月 日		円
年 月 日	円	年 月 日		円

留意事項

- (1) 納入計画書は、提出した日から1年以内（ただし卒業日の1か月前）に完納する内容のものでなければならない。
- (2) 納入計画書の分納回数は12回以内とする。
- (3) 納入計画書を提出した後、新たに未納額が発生し、納入計画書を提出する場合は、すでに提出済みの納入計画書を考慮した納入金額を設定すること。
- (4) なお、便宜上複数の納入計画書を1枚にし、納入金額を変更することができるが、(1)に規定の提出した日は、1枚にする以前の納入計画書の提出したそれぞれの日とする。
- (5) 納入金額は授業料未納者と面談を行った関係教職員及び事務職員と十分協議し、設定すること。
- (6) 学校事務室窓口へ現金による納入とする。
- (7) 納入日は納入計画書記載の日までとする。
- (8) 納入計画書を提出した者は、納入計画書に従い誠実に履行すること。

第6号様式

第 号
平成 年 月 日

(生徒名前)

(保護者名前)

様

三重県立 高等学校長 印

催 告 状

このことについては、平成 年 月 日付けで督促しているところですが、平成 年 月 日現在未納となっております。すみやかに納付されるよう催告します。

記

未納月	未納授業料
平成 年 月分	
計 (A)	

不明な点がありましたら授業料担当までおたずねください。また、本状を受ける前に納付済みの場合は、行き違いですからご了承ください。

また、授業料を7か月分滞納すると退学になる場合がありますので申し添えます。

事務担当 三重県立 高等学校 授業料担当
電 話

なお、授業料以外に次の諸費が未納となっていますので、納付をお願いします。

未納月	未納諸費
平成 年 月分	
計 (B)	

未納額合計 (A + B)

第7号様式

第 号
平成 年 月 日

(保護者名前) 様

三重県立 高等学校長 印

授業料等納付に関する校長面談について (通知)

三重県立高等学校の授業料等の納付については、再三にわたり納付のお願いをしておりますが、平成 年 月 日現在、未納となっております。

つきましては、下記により来校いただきますようお願いいたします。

なお、この通知と行き違いで納付済みの場合は事務担当までご連絡ください。

面談に応じていただけない場合は、退学等の手続きを進めることとなりますので申し添えます。

記

- 1 面談日時 平成 年 月 日 時 分から
- 2 面談場所 高等学校
- 3 面談事項 授業料等の納付について

事務担当 三重県立 高等学校 授業料担当
電 話

第8号様式

第 号
平成 年 月 日

(生徒名前)

(保護者名前) 様

三重県立 高等学校長 印

退 学 予 告 通 知 書

このことについて、平成 年 月 日現在、下記のとおり授業料が未納となっておりますので、平成 年 月 日までに必ず納付してください。期限までに納付のない場合は、三重県立高等学校条例第6条第2項の規定により退学とします。

記

未納月	未納授業料
平成 年 月分	
計	

本状を受ける前に納付済みの場合は、行き違いですからご了承ください。

事務担当 三重県立 高等学校 授業料担当
電 話

第9号様式

第 号
平成 年 月 日

三重県教育委員会教育長 様

三重県立 高等学校長

授業料未納者に対する退学処分予告通知について（報告）
このことについて、別紙のとおり通知しましたので報告します。

記

- 1 生徒名前 _____ 制課程 _____ 科 第 _____ 学年
名前 _____
- 2 添付書類 退学予告通知書（第8号様式）（写し）

事務担当 三重県立 高等学校授業料担当
電 話

第10号様式

第 号
平成 年 月 日

(生徒名前) 様
(保護者名前) 様

三重県立 高等学校長 印

退 学 通 知 書

三重県立高等学校条例第6条第2項の規定により、下記のとおり退学を命じます。

記

1 生徒名前 _____ 制課程 _____ 科 第 _____ 学年

名前 _____

2 退学の日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

この決定に不服があるときはこの決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に三重県立 高
等学校長に対して異議申立てをすることができます。

事務担当 三重県立 高等学校授業料担当
電 話

第11号様式

第 号
平成 年 月 日

三重県教育委員会教育長 様

三重県立 高等学校長

授業料未納者に対する退学処分の実施について（報告）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 退学処分年月日 平成 年 月 日
- 2 生徒学年名前 _____ 制課程 _____ 科 第__学年
生徒名前 _____
保護者名前 _____
- 3 授業料未納期間
- 4 授業料未納額
- 5 備考

事務担当 三重県立 高等学校授業料担当
電 話

第12号様式

第 号
平成 年 月 日

三重県教育委員会教育長 様

三重県立 高等学校長

授業料未納者に対する法的措置について（依頼）

このことについて、下記の者の授業料徴収が困難な状況にありますので、法的措置の実施についてよろしくお取り計らい願います。

記

対象生徒名前

添付書類

- | | |
|-------------------------|------------|
| 1 校長意見書 | 第12 - 2号様式 |
| 2 授業料の納付について（写） | 第1号様式 |
| 3 督促状（写） | 第2号様式 |
| 4 授業料滞納整理記録簿（写） | 第3号様式 |
| 5 授業料等納付に関する面談について（写） | 第4号様式 |
| 6 催告状（写） | 第6号様式 |
| 7 授業料等納付に関する校長面談について（写） | 第7号様式 |

事務担当 三重県立 高等学校 授業料担当
電 話

第13号様式

教委第 号
平成 年 月 日

(住所)

(生徒名前)

様

(保護者名前)

様

三重県教育委員会教育長 印

最 終 催 告 状

下記授業料について、これまで再三にわたり納付を督促してきましたが、いまだに納付がありません。
ついては、平成 年 月 日までに必ず納付してください。

なお、期限までに未納金全額の納付がない場合には、やむを得ず法的措置の手続をとることになりますので、
ご通知申し上げます。

記

在籍学校 (学校所在地)

(学校名)

三重県立 高等学校

未納期間

自平成

年

月

至平成

年

月

未納金額

円

なお、この催告状を受ける前に納付済みの場合は、行き違いですのでご了承ください。

事務担当 三重県教育委員会事務局
経営チーム 授業料担当
電 話

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社